

參 考 資 料

第1表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無	割 合	
家 族 手 当 制 度 が あ る	86.1%	
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る	68.4%	
子 に 家 族 手 当 を 支 給 す る	86.1%	
家 族 手 当 制 度 が な い	13.9%	
扶養家族の構成別支給月額	配 偶 者	11,210円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,069円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,849円
	子 1 人	13,137円
	子 2 人	25,032円
	子 3 人	34,327円

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	13.0%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	7.0%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	80.0%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第2表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
89.7	(63.7)	(1.8)	(30.6)	(4.0)	10.3

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
%	%	%	%	%	%
68.8	(39.7)	(0.0)	(4.3)	(56.0)	31.2

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。